都道府県· 政令指定都市名 46 鹿児島県

時点:平成30年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	部言	₹ (室)	名	総務部県民生活局 青少年男女共同参画課 男女共同参画室
担	当	職	員		数	5 人 (専任 5 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

	名					称	鹿児島県男女共同参画推進本部		
	設置	年	月	日 ・	根	拠	平成11年4月1日	根拠:	鹿児島県男女共同参画推進本部設置要綱
ĺ	長	の		役		職	副知事		

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称	鹿児島県	男女共	同参画審議会						
設	置	年	月	日		平成1	14年1月1日						
構		成		員	20	人	(女性	12	人、男性	8	人)		

問4 男女共同参画に関する計画

•	D Y Y IN P IN IN	2017 O.B											
	計 画	期	間		平成	30	年	4	~	35	年	3	月
	名		称			第3次鹿	児島県男	女共同参画	基本計画	Ū			
	改定・見直	しの予算	定時期				平成3	5年4月					未定の場合
	1. 女性のほ に関する法 いう。)の推	律(以下	「女性活躍										
	2. 女性活 成	瞿推進法	もの推進計[画と別に作									

問5 男女共同参画に関する条例

カスパドショドステッスの								
有の場合		名		称		月	恵児島県男女共同参 ぼ	画推進条例
		公	布	日			平成13年12月21日	
		施	行	日			平成14年1月1日	
	最	終	改	正	日		平成21年3月27日	
		改	正内	容		組織改編に伴い、審	議会の所管部局を「	総務部県民生活局」に変更
	改正が予	定され	れてい	る場合	3、改正予定	時期: 平成	年	月
無の場合	1	. 制元	宣等に	ついて	て検討中	具体的な状況:		
無の場合	2	. 特に	検討	してい	ない			

審詢	養会等	委員へ	の女	生の登	用	調査	時点コー	ード 1:平成30年	¥4月1日		2:5	成30年5	月1日	3:その他:	平成304	∓3月31日
	目	標	値			平成	34	年度まで	40	%	平成		年度まで		%	
	根		拠							第3次原	1. 电见島県男	女共同参	画基本計画	1		
目標	設定	の対象で	ある灌	議会等	の範囲		法律、	政令、条例、要	要綱、要領	頂等により	設置されて	いる審議	会			
目標	設定	の対象で	ある審	議会等	における登用状	調査時	点コード	3	審	議会等数	(86) うち女	性委員を含む	審議会等数(83)
況							延総	委員等数(1,607)延女性	委員等数	635)	女性比率(39.5)
地方	自治	法(第202	条の3)に基っ	がく審議会等にお	調査時	点コード	3	審議	会等数(66)うち女性	委員を含む	審議会等数(65)
	登用						延総	委員等数(1,324)延女性	委員等数	530)	女性比率(40.0)
法律	又は	政令によ	り地方	公共団	体に置かなけれ	調査時	点コード	3	審議	会等数(37)うち女性	委員を含む	審議会等数(36)
ばな	らなし	審議会	等にお	ける登	用状況		延総	委員等数(898)延女性	委員等数	327)	女性比率(36.4)
地方	1自治	法(第180	条の5	i)に基	づく委員会等に	調査時	点コード	3	審議	会等数(9)うち女性	委員を含む	審議会等数(7)
おけ	る登月	用状況					延総	委員等数(86)延女性	委員等数	13)	女性比率(15.1)
目標	標値以:	外の目標	設定													
		人	材名簿	作成の)有無	1. 有 2.	無 3.	作成予定有	2	有の場合	今、1. 公表	2. 非公司	長			
女性		人	材名簿	が有る	場合	掲載人数		人	(平成		年		月現在)			
^I 登用						人材育成學	事業の実	施の有無(1.	有 2. 無) 2						
用方		7	_	თ	他	委員の	公募	〔1.有 2.無	無)	1						
策		7		0)	112	そ	の他		「女性委	員登用促	進要領」に	基づく取組	狙			-

問7 女性公務員の採用・登用状況

女性公務員	の採用・登用状況												
¶7-1 管 理職	の在職状況					調査時	点コード	1:平	成30年4月	1日	3:その他:		
		管理職総	数					女	性 管	理 職	の内	訳	
			うち女性	女性比率	部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性	女性
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	比率	(E)	数(F)	比率	(G)	数(H)	比率
本庁	計	270	16	5.9	19	2	10.5	39	0	0.0	212	14	6.6
471	うち一般行政職	161	13	8.1	17	2	11.8	22	0	0.0	122	11	9.0
支庁・地方事	計	359	30	8.4	15	0	0.0	57	2	3.5	287	28	9.8
務所等	うち一般行政職	152	15	9.9	10	0	0.0	23	2	8.7	119	13	10.9
全体	計	629	46	7.3	34	2	5.9	96	2	2.1	499	42	8.4
土体	うち一般行政職	313	28	8.9	27	2	7.4	45	2	4.4	241	24	10.0
再掲	警 察 関 係	81	1	1.2	0	0		6	0	0.0	75	1	1.3
11776	教育委員会	53	8	15.1	0	0		3	0	0.0	50	8	16.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

	調査時点コード	1:平	成30年4月	1日	3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	639	61	9.5	1,356	337	24.9
本月	うち一般行政職	380	48	12.6	740	271	36.6
支庁·地方事	計	833	81	9.7	2,842	836	29.4
務所等	うち一般行政職	289	29	10.0	730	215	29.5
全体	計	1,472	142	9.6	4198	1173	27.9
土体	うち一般行政職	669	77	11.5	1470	486	33.1
再掲	警 察 関 係	302	11	3.6	892	86	9.6
丹恂	教育委員会	109	10	9.2	349	72	20.6

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日~30年3月31日)

3. 0 40170031	E 120 (1 20 - 0 1 177 1 1	, -,								
		課長相当職			課長補佐			係長相当職		
		本文10 二 帧	うち女性	女性	相当職	うち女性	女性	本文10 14%	うち女性	女性
		(人)	数(人)	比率	(人)	数(人)	比率	(人)	数(人)	比率
本庁	計	50	3	6.0	76	10	13.2	59	9	15.3
24/1	うち一般行政職	25	2	8.0	52	8	15.4	26	7	26.9
支庁·地方事	計	76	8	10.5	103	13	12.6	110	31	28.2
務所等	うち一般行政職	40	3	7.5	34	5	14.7	23	12	52.2
全体	計	126	11	8.7	179	23	12.8	169	40	23.7
土体	うち一般行政職	65	5	7.7	86	13	15.1	49	19	38.8
再掲	警 察 関 係	23	0	0.0	46	4	8.7	87	8	9.2
一一方	教育委員会	13	1	7.7	20	2	10.0	5	2	40.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

IPU / T	开止 :	TID T	모까	ソフラ畑	人文文章	こうらすっ	,				
	勤務	昇試	任 験	昇試	挌 験	部局等の	終除	遠隔地での長期研	退啊地で		その他
	務成績	面接 のみ		面接のみ		推薦		修(4週間以上)	勤務経験	望	(,5
課長	汲 〇		0			0	0			0	
補佐	汲 〇		0			0	0			0	
係長	汲 〇		0			0	0			0	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日~30年3月31日)

				全受験者数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇	任	試	験	1,689	119	7.0
昇	格	試	験	0	0	

間7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日~30年3月31日)

		総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率
全体		359	120	33.4
うち 上級		193	57	29.5
うち一般行政職		106	49	46.2
	うち 上級	47	20	42.6
うち警察関係		122	17	13.9
	うち 上級	60	6	10.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

男女共同参画・女性の	/こひ/ リンドル 口 ロッチル	放い改画								
名 称	鹿児島県男女共同	参画センター				愛称·通称				
設置年月日		平成	15年4月22	日		施設形態	2	1. 単独施設	2. 複合施設	
	郵便番号: 892-0	816	住 所: 月	鹿児島県鹿児島ī	5山下町1∠	1-50				
所在地等	電話番号: 099-2	21-6603	FAX番号:	099-22	1-6640					
	ホームページ: http://	/www.kagoshima	a-pac.jp/							
	1. 施設管理〇	直営(担当	部局名: 月	鹿児島県県民生活	話局)	
管理·運営主体		指定管理者	首(名称:)	
		その他()	
	2. 事業運営〇	直営(担当	部局名: 月	鹿児島県県民生活	舌局)	
		指定管理者	首(名称:)	
		その他()	
職員数	常勤 4	人、	非常勤	3 人	予算額	平成30	0年度	14,780	1	千円
主な事業	〇 1. 広報	啓発(主な事項:		里	女共同参属	可调間事業.	情報誌の発	養行)	
207,711	,	主な事項:					/相談員養原)	
B / H D A T / H / -	〇 3. 相談	事業(主な事項:		一般相	目談、専門村	∄談、女性σ	ための法律	津110番)	
男女共同参画・女性に関するもの		双集・提供(主な	事項:		3	図書、ビデオ	、パネル展	示)	
		型理(主な事項:)	
w 		足進(主な事項:	alan 166 deri II. d		民間	引団体との交		34.1.4)	
※ 実施しているもの:○		NPO法人との返 を流・海外派遣事		いけ(主な事項:		女性に	対りる泰刀	防止キャンペーン)	
		¢流•海外派運員 #究(主な事項:	月米(土は手	· 垻:)	
		リ九(エな争項. 也(主な事項:)	
	10. (0)	1、工心事例:							,	

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	基金·基本則	
設置年月日	出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10 各種女性団体連絡協議 会等の有無	1	1. 有 問10-1			13	
会寺の有無		2. 無	会	員 数	370000	
問10-2 地方公共団体からの助	2	1. 有				
成・委託事業実施の有無	-	2. 無				
		1. 定例会議(情報交換会等)の開催				
問10-3 活 動 内 容		2. 機関誌の発行				
		3. 広報啓発パンフレット作成				
※ 実施しているもの:○	0	4. その他 (内容: 鹿児島県女性大会の開催				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市町村職員研修会の開催
 - 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 〇 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 - 6. 補助金等の交付 (名 称 :
 - 概 要 : 7. その他

内容:

間12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:〇

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 〇 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 - 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 - 3. その他 内容:

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

 25日内(印/环(主/川目シカス大門を開 スに民味)	**************************************		
事 項	29年度予算 (千円)	30年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	29,972	24,803	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.0037 %	0.00306 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14	公	:共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・パランス項目の設定状況 ※該当するもの:○	項目の設定
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0
	2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
	3		
	4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(Oの場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	0
		(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	0
		(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
		(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		소산호매산상당근목공기로 양화호 첫프사호관국병학상상상상당기로(첫프사상당기)로 참고 1년공기(1773)	1 公共工 事の競争参加資格審査 における男 女共同参の 等の項目の	競争参加資 格審査にお ける男女共	3 総札 会評 の一人 を る して いる も と に お と る は る り る り る り る り る し る し る し る し る し る し	における男 女共同参画 等の項目の
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「ブラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に 基づく「ユースエール」認定を取得				
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0			
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0			0
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
l_	(5)	役員に占める女性割合に関する項目				
具体	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
的項	7	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	0			0
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13	その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
企業	きの	登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)	1	1
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「ブラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく 「ユースエール」認定を取得	0	0
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	0
	3	役員に占める女性割合に関する項目	0	0
\22	4	管理職に占める女性割合に関する項目	0	0
選定	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	0	0
等	6	その他「登用促進等」に関する項目	0	0
の基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	0	0
基準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	0
	9	短時間正社員制度の導入	0	0
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	0	0
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	0	0
	12	その他	0	

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	かごしま「働き方改革」推進企業認定制度(4,6,7,8,10,12)、かごしま子育て応援企業登録制度 (12)、鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度(1~11)
\rightarrow	「企業の表彰制度」の具体的名称	鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰(1~11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	1	
2	現在はないが、今後検討する	!	

\rightarrow	女性活躍推進法第23条の「協議会」の 具体的名称	鹿児島県女性活躍推進会議
	上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	かごしま男女共同	参画の状況			
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合	1	年		
	0	1. 男女共	同参画・女	て性問題に関する事	務を総括的	に所管す	る課(室)	
公表主体		2. 統計情	報に関す	る事務を総括的に所	f管する課(室)		
(※ 該当するもの:○)		3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者						
		4. その他	!)

問18-1 平成30年度実施予定事業

	名称	事業内容等	参加予定者数	時 期
1.	広報啓発			
	鹿児島県男女共同参画週間事業 若年層に対する意識啓発	講演会やワークショップ等の開催 学校への男女共同参画お届けセミナーの開催(男女共同参画、デート DV防止等について)	高等学校等20校	7月 7~2月
	若者による暴力未然防止の活動支援 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	県内大学生自主グループによるワークショップ等の開催 児童生徒を対象としたワークショップや教職員・保護者・地域住民を対象としたセミナー等の開催、教職員を対象としたワークショップ実践者 養成講座の開催	小・中学校10校	7~12月
•	DV防止及び被害者支援のためのアドバイザー派遣	配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間団体等が実施する研修会等へのアドバイザー派遣	5団体	9~2月
:	情報誌の発行 DV防止等の広報啓発・相談窓ロカードの活用等 男女共同参画啓発資料の配布 DV支援関係者向けリーフレットの配布 表彰	「男女共同参画センターだより」の発行 相談窓口カードの配布 第3次鹿児島県男女共同参画基本計画(概要版)の配布 行政担当者、学校関係者、医療関係者等への配布		年2回
•	鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰	女性活躍に積極的に取り組む企業を表彰	3企業程度	11月
	講座 男女共同参画基礎講座	 男女共同参画の推進に必要な基礎知識と手法を学ぶ講座の開催	3地区 200人程度	6~10月
	男性のための男女共同参画セミナー	男性の男女共同参画への正しい理解や固定的性的役割分担意識の気づきと解消を目指したセミナー	3地区 200八柱及	1又は2 月
-	DV相談員養成講座	DV相談に必要な専門的知識とスキルを有した人材を育成するための 講座	20人程度	2月頃
-	相談業務研修会	DV被害者支援に必要な知識の習得や相談対応のスキルアップを図るための、相談業務に係る相談員・担当者等を対象とした研修会の開催	110人	6月
-	暴力被害者支援セミナー	DVや性暴力の本質を理解し、被害者支援に必要な対応について学ぶ セミナー		11月
	いきいきと働く女性応援事業	女性活躍推進企業トップセミナー、管理職マネジメントセミナー、キャリ アデザインセミナー、女子学生のためのエンパワメントセミナー		8~2月
4.	相談事業			
	一般相談	男女共同参画相談員による一般相談(電話・面接)		通年
'	専門相談	女性弁護士による法律相談、精神科医師による相談、男性相談員による相談		通年
	女性のための法律110番	「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として実施。 県弁護士会と共催		11月
	若者を対象とした相談窓口「ぴあ・すて一しょん」	鹿児島大学医学部保健学科ボランティアサークルとの共催により実施		毎月第3 土曜日
	情報収集・提供 図書、ビデオ、パネル展示	男女共同参画に関する図書等の整備・貸出、パネルの展示		通年
	苦情処理 男女共同参画に関する県の施策についての申出処理	男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼす と認められる施策について県民からの申出を受ける		常時
	交流促進 民間団体との情報交換会	男女共同参画センター事業への協働・連携団体との意見交換等		3月
	企業・NPO法人との連携・働きかけ 女性に対する暴力防止キャンペーン	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、民間団体、関係機関と連携 して、キャンペーンを実施		11月
9.	国際交流·海外派遣事業			
10.	調査研究			
11.	その他			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

				調査	時点コード	1:平成30年4月1日	3:その他:	
	議	会	名	鹿児島県議会			•	
議員	の出産を	欠席事由と	して明記した	規定(産休を含む)の	有無	1.欠席事由として明記した規	定がある。	
						2.欠席事由として明記した規 当な欠席事由と認めている。	 定はないが,運用上出産に伴う欠席を正 	1
						3. その他(欠席の例がない		
取得	常事由とし ∳することか 考】労働基	で可能な休	:規定がある場 業期間	合について)		1. 労働基準法65条の産前	産後の就業制限の期間よりも短い。	
第六間)」 の者	:十五条 値 以内に出産 を就業さt	使用者は、 する予定 せてはなら	の女性が休業 ない。	妊娠の場合にあつては を請求した場合におい	いては、そ	2. 労働基準法65条の産前	産後の就業制限の期間以上である。	3
ただ	し、産後六 いて医師が	週間を経済	過した女性が記	女性を就業させては 情求した場合において 務に就かせることは、	、その者	3. 期間の定めはない。		
休暇	の期間の	報酬につい	いて、減額の 規	見定の有無		1. あり		
						2. なし		2
=+ ^	0 4 * *	±11 = :	*= = // = /	+ T o T + o 72 + t	: a = 1/2	3. その他		
譲云	の火席事	田として、計	譲貝の仕事と	生活の両立の観点から	5の争田(1	列:配偶者の出産、育児、介語	ま 等)を明記した規定の有無	
							『由として認めている。 E当な欠席事由と認めている。	
Ī			配偶者の出産	Ē			2	
Ī			育児				2	
f			家族の看護				2	
ŀ			家族の介護				2	
ŀ			疾病				1	
•			その他			事例はないが、「その他	1 也」の理由で欠席を認める規定がある。	
明記	した規定(規則、条例	列等)の内容					
	規	,則(3	鹿児島県議会会議規	則			
(久	本文 Z席の届出 ならない。)第2条	議員は, 公務	, 疾病, 出産その他の	事故のたる	の出席できないときは、その理 の出席できないときは、その理 の出席できないときは、その理	里由を付け,当日の開議時刻までに議長に 加まる。	届け出なけ
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止 に関するものを含む)の実施状況						2. セクシュアル・ハラスメン	ト防止に関する研修を行っている。 肝修及びセクシュアル・ハラスメント防止に	4
議員	の利用す	 ることので		等の議会での設置・振	 是供状況	む)	とは提供がされている。(臨時のものも含置または提供がされている。(臨時のものも である。	4
議員	の利用す	ることので	きる授乳室等	の議会での設置・提供	· 状況	1. 専用の場所が設置されて	设置または提供がされている。(臨時のもの	4

調査時点コード: 3 1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 (平成30年3月31日)

1. 都道府県における首長等の状況

知	知		2	1. 女性 2. 男性	任期:	4	ぱっっケッロ	28日	~	平成32年7月27日	
副	知	事			2	人	(女性	1 人、	男性	1 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

- X - 現在設直し(いないもの) - X は茶護完会目の仕前をわしなつ(いないもの)には設直欄にXを付し(いま	×	現在設置していないもの	、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています	٠.
---	---	-------------	--------------------------------------	----

设置	設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付していま 審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	63	7	11.1	
		62	7	11.3	
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する	17	0	0.0	
		1	0	0.0	
	- * 0/技		 		
	内 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者 訳 ―― 当該都道府県の反域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の	14	3	21.4	
	6是	4	0	0.0	
	27- 知事が任命する者 - 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は 職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	1	5.0	
	プラ 職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者 自主防災組織を構成する者又は学議経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する 者	4	3	75.0	
	2 国土利用計画地方審議会	17	7	41.2	
_	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議 - 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧自然環境保全審議会)	18	3	16.7	
×	5 国				
_	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	42	18	42.9	
	7 精神医療審査会 8 都道府県生活衛生適正化審議会	28	12	42.9	
_	9 都道府県医療審議会	20	4	20.0	
_	0 准看護師試験委員会	15	7	46.7	
_	1 麻薬中毒審査会 2 地方社会福祉審議会	5 39	3 15	60.0 38.5	
_	2 PD/社会福祉番譲会 3 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	9	38.5 47.4	
_	4 国民健康保険審査会	9	6	66.7	
	5 都道府県農業共済保険審査会	10	2	20.0	
_	6 都道府県森林審議会 7 都道府県建設工事紛争審査会	12 9	5 4	41.7 44.4	
	8 建築審査会	7	3	42.9	
	9 都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
_	0 都道府県都市計画審議会	16	5	31.3	
	1 開発審査会 2 私立学校審議会	7 12	4	57.1 33.3	
_	2 位立子校番級云 3 石油コンビナート等防災本部	34	1	2.9	
_	4 公害健康被害認定審査会	7	0	0.0	
	5 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
_	6 都道府県児童福祉審議会 7 地方港湾審議会	20	6	30.0	
_	8 土地区画整理審議会	20		00.0	
_	9 教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
_	0 介護保険審査会	27	11 5	40.7	
	11 都道府県固定資産評価審議会 2 感染症の診査に関する協議会	11 34	13	45.5 38.2	
3	3 警察署協議会	257	131	51.0	
3	4 土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
	5 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会 6 国民保護協議会	5 51	2	40.0 7.8	
_	7 地方独立行政法人評価委員会	51	4	1.0	
× 3	8 市街地再開発審査会				
_	9 都道府県職員委員会				
_	0 自然再生協議会 1 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
_	2 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	3 留置施設視察委員会				
	4 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会 1 社会政策・本人会	00		10.7	
	5 指定難病審査会 6 小児慢性特定疾病審査会	28 7	3 2	10.7 28.6	
	7 行政不服審査会	5	2	40.0	
4	8 国民健康保険運営協議会	11	5	45.5	
_	9				
_	0				
	2				
5	3				
	合 計	898	327	36.4	

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	35	3	8.6	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	86	13	15.1	
	女性委員0の委員会数	2			